

事務連絡
令和3年10月1日

障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

「感染防止対策の継続支援」の周知について

日頃より、本県の障害福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた障害福祉サービス等報酬の特例的な評価については、令和3年9月末までとされ、同年10月以降については、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされてきました。

今般、国において、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」については、別紙のとおりとりまとめられましたので、お知らせいたします。

なお、障害福祉分野についてのサービス別に設定される補助上限や対象経費等の詳細については、追って、示されることとなっておりますが、経費の対象期間は令和3年10月1日から12月31日までとされております。

各サービス事業所等におかれては、その支援の詳細が示されるまで、まずは、その対象期間における感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「感染防止対策の継続支援、コロナ患者診療に係る特例評価の拡充」

【事務担当】

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ
TEL：076-225-1428
FAX：076-225-1429

医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。

加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

サービス別等に補助上限を設定

医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

サービス別等に補助上限を設定

障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用